



® 平成 30 年 10 月 26 日 (金)

No. 14801 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中小企業における知財マネジメントの基本⑥

中小企業の知的財産権評価と知財ビジネス (1)

☆知的財産研修会(独禁法から考える知的財産権) (7)

中小企業における知財マネジメントの基本⑥

中小企業の知的財産権評価と 知財ビジネス評価書

吉備国際大学大学院知的財産学研究所 教授 生駒 正文

はじめに

目まぐるしく変わりつつある実社会、工業社会において、少子高齢化(国内経済規模の拡大が将来なかなか困難である)、知識社会化(無形資産価値拡大の向上が行われる)、グローバル化(コスト競争では新興国に勝てない何倍ものスピードで市場環境が移行→大量消費型のマスマーケットから成熟市

場)の中で、中小企業の競争力強化を図る中心的な武器として、企業経営の本質は、知的資産(人材、営業力、顧客層等)と知的財産(技術、技能、ブランド等)が重要で、営業担当者の営業力、技術的な技能・技術発掘による人的資産をいかに客観的に管理し、企業内の知的財産を理解しながら、知的財産権として転換していくことが必要である。それは



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳
企業実務に精通したプロ集団

トヨタテックイノベーション株式会社

お問合せ先 IP事業本部 矢野 Tel 0565-43-2931 Fax 0565-43-2980
E-mail ttdc-ip@ml.toyota-td.jp

競業他社に対する優位性を取得し、顧客に対する有利な立場を目指すことができる。それにより商品の価格決定力を得、企業収益を確保することができる。企業収益を上げるために知的財産権というツールをいかに使えば有効かという知的財産マネジメントの事業計画を構想し、それを社内外の実務家、融資先、消費者、株主等に適切に評価・提示できるようオープン化(知財の見える化)していくことが重要な課題であろう。

1. 知的財産権等の一般的評価

従来は、企業防衛の目的で知的財産権の出願や権利取得をすることが多かったが、企業の知的財産権の利活用として、さらなる技術等開発のための資金調達に向けて第三者へ譲渡あるいは実施許諾を行う方法の他に、知的財産権を担保化し融資の対象とする等のことが検討されている。また企業においては、発明者補償費用、譲渡対価、ライセンス対価、資産価値、収益価値、事業価値等を知るためにも評価が必要となろう。

当知的財産権は無体物であって、その価値評価について絶対的な手法は存在しない。特許については、技術開発、特許出願、特許権の譲渡、ライセンス、M&A等の状況下で、それを資産として適正に評価する必要がある。企業等が知財戦略を展開する上で知的財産権の評価は重要なファクターとなっている。知的財産(技能、技術、ブランド等)の価値評価について、その評価方法等の概要を説明する。

なお、知的財産権の価値を検討する場合、例えば、社内の知的財産管理手続上、今後も登録料を支払うべきか否かという判断、あるいは発明者に対する報奨金を決める場合には、①特許発明の技術的範囲の強さ(アビリティ)、②特許権のマーケットバリエーションの指標を意識して、実体を反映できるような社内の特許管理を構築することにより十分な場合もある。

また、裁判例において、「特許庁の担当職員の過失により特許権を目的とする質権を取得することができなかったことによる損害額が認定された事例」を参考にあげると(知財高判平21年1月14日・判時2030号93頁)、当知財高裁は、(特許権の算定方式) = (事業収益) × (対象特許権を含む特許網の寄与度) × (事業収益の見込みにかかる対象特許権の特許網全

体に対する割合)を認定し、事業収益をインカムアプローチ、マーケットアプローチ、コストアプローチによる総合評価から3億3,000万円と、特許網の寄与度を1/4、対象特許権の特許網全体に対する割合1/4とし、特許権の経済価値を2,062万5,000円と算定した(井上裕史・生駒正文「特許権とブランドの価値評価」特許ニュース13876号4頁)。

知的財産権の流通や担保融資等を行うに当たっては、その知的財産権の「価値評価の判定」と当価値評価を受けた「価値評価手法」から評価することが行われている。

(1) 知的財産権の価値評価の判定は、次の観点から評価することが考えられる(森收平「第13章知的財産と評価」生駒・谷口・久々湊編著『アクセス知的財産法』嵯峨野書院188頁参照)。

1) 技術的評価

出願の可否、権利維持、経営診断等においては、技術の新規性、コスト面・技術の優越性、技術の寿命、自社技術のみで事業化できるか、経営者に指示されうるかを考慮して技術的評価がなされるものとする。

2) 法的評価

権利維持、損害賠償算定等にあつては、権利者の存在、登録は有効か、権利に瑕疵はないか、発明の技術的強み、外国出願状況等を考慮して法的評価がなされるものとする。

3) 経済的評価

発明者補償、実施許諾契約、権利譲渡(含譲渡命令)・譲受、損害賠償算定、担保、経営診断、企業買収等に当たっては、市場性、事業性等を考慮して経済的価値評価がなされるものとする。

(2) 金銭的評価のための価値評価手法

法的評価と技術的評価の分析結果を用いて、金銭的評価を行う。つまり金額を計る手法としては、次のアプローチが検討されるであろう(森『前掲書』嵯峨野書院190頁参照)。

1) コスト・アプローチ(原価法)

権利取得までに要した費用額のみで評価する。例、研究開発費、特許権取得に要した費用。当該コストアプローチは対象特許権を取得するこ